

国民健康保険税について

国民健康保険制度は加入者同士の相互扶助（助け合い）の制度です。加入者が医療機関の窓口で負担する分以外の医療費の支払いに必要となる金額の一部を、国民健康保険税として皆さんに納付して頂くことで制度が運営されています。

国民健康保険税は住民票上の世帯主に課税されます。（納税義務者は世帯主）別府市における国民健康保険事業を健全に運営するため、保険税の納期内納付をお願いします。

国民健康保険税の算定方法

医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分それぞれについて世帯の被保険者ごとに算出した金額を合算します。
※総所得金額及び山林所得金額、退職所得を除く分離課税分の所得が課税対象です。

	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
平等割	世帯につき計算します。		
均等割	被保険者一人につき計算します。		
所得割	前年中の所得に所得割率をかけて算定します。		

※介護納付金分は、40歳から65歳になるまでの被保険者に対して課税されます。

※所得割は前年中の所得から基礎控除額を差し引いた残りの金額に所得割率をかけて算定します。

※未就学児の均等割額（医療分＋後期高齢者支援金分）が5割軽減されます。（令和4年度以降の保険税から適用）

令和6年度の税率等

	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
平等割	¥20,000	¥4,600	¥7,000
均等割	¥25,200	¥7,000	¥9,800
所得割	9.30%	2.40%	2.72%
限度額	¥650,000	¥240,000	¥170,000

基礎控除額
¥430,000

※年度途中での加入・脱退の場合は、月割で算定を行い増額・減額されます。

※限度額を超える金額については課税されません。

国民健康保険税の軽減制度

世帯（世帯主と被保険者）の合計所得が下記の金額以下になる場合、平等割と均等割の金額について

該当する軽減割合で減額されます。（軽減の判定は賦課期日で行います）

世帯の被保険者数	給与所得者等の数(※)	2割軽減	5割軽減	7割軽減
1人	0人・1人	975,000	725,000	430,000
	2人	1,075,000	825,000	530,000
2人	0人・1人	1,520,000	1,020,000	430,000
	2人	1,620,000	1,120,000	530,000
3人	0人・1人	1,720,000	1,220,000	630,000
	2人	2,065,000	1,315,000	430,000
3人	2人	2,165,000	1,415,000	530,000
	3人	2,265,000	1,515,000	630,000
4人	0人・1人	2,365,000	1,615,000	730,000
	0人・1人	2,610,000	1,610,000	430,000
4人	2人	2,710,000	1,710,000	530,000
	3人	2,810,000	1,810,000	630,000
4人	4人	2,910,000	1,910,000	730,000
	5人	3,010,000	2,010,000	830,000
5人	0人・1人	3,155,000	1,905,000	430,000
	2人	3,255,000	2,005,000	530,000
5人	3人	3,355,000	2,105,000	630,000
	4人	3,455,000	2,205,000	730,000
5人	5人	3,555,000	2,305,000	830,000
	6人	3,655,000	2,405,000	930,000
6人	0人・1人	3,755,000	2,200,000	430,000
	2人	3,855,000	2,300,000	530,000
6人	3人	3,955,000	2,400,000	630,000
	4人	4,055,000	2,500,000	730,000
6人	5人	4,155,000	2,600,000	830,000
	6人	4,255,000	2,700,000	930,000
6人	7人	4,355,000	2,800,000	1,030,000

7割 基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等の数(※)-1)

5割 基礎控除額(43万円)+29.5万円×(被保険者数)±10万円×(給与所得者等の数(※)-1)

2割 基礎控除額(43万円)+54.5万円×(被保険者数)±10万円×(給与所得者等の数(※)-1)

(※)世帯主、国保被保険者及び特定同一世帯所属者のうち、給与所得者（給与収入が55万円を超える方）と公的年金所得者（65歳未満：公的年金等収入が60万円を超える方、65歳以上：公的年金等収入が125万円を超える方）

- 世帯主が国民健康保険の被保険者ではない場合（擬制世帯主）は、被保険者数には含まれません。
- 被保険者が後期高齢者医療保険制度へ移行した場合、被保険者数に含まれることがあります。
- 軽減の判定において所得種類に応じて計算方法が異なるため、純損失の繰越、専従控除、上場株式譲渡等の所得がある場合にはお問い合わせください。

所得額の算出方法

以下の計算にて給与収入および年金収入の所得額を算出します。

給与	所得
給与収入の合計:A	所得
～ 550,999	0
551,000 ～ 1,618,999	A - 550,000
1,619,000 ～ 1,619,999	1,069,000
1,620,000 ～ 1,621,999	1,070,000
1,622,000 ～ 1,623,999	1,072,000
1,624,000 ～ 1,627,999	1,074,000
1,628,000 ～ 1,799,999	A ÷ 4 B × 2.4 + 100,000
1,800,000 ～ 3,599,999	B: .000円 B × 2.8 - 80,000
3,600,000 ～ 6,599,999	A × 0.9 - 1,100,000
6,600,000 ～ 8,499,999	A - 1,950,000
8,500,000 ～	

※一般分雑所得の家内労働の特例は550,000円

年金	所得
公的年金等の合計:A	65歳未満 (S34.1.2以降) 65歳以上 (S34.1.1以前)
～ 1,299,999	A - 600,000 A - 1,100,000
1,300,000 ～ 3,299,999	A × 75% - 275,000
3,300,000 ～ 4,099,999	A × 75% - 275,000
4,100,000 ～ 7,699,999	A × 85% - 685,000
7,700,000 ～ 9,999,999	A × 95% - 1,455,000
10,000,000 ～	A - 1,955,000

※給与や年金以外の所得（営業所得や一時所得等）、また、土地や建物の売却時に生じる譲渡所得などについても所得割の算定に含みます。

国民健康保険税の納付方法

国民健康保険税は ①納付書払い ②口座振替 ③年金からの天引き のいずれかの方法で納付します。

① 納付書払い

国民健康保険に加入の手続きを行った翌月に納付書をお送りしています。（加入中の方は毎年6月頃に当該年度の税額をお知らせしています）

一般的には6月末～3月末までの10回で年間の保険税を納付しますが、年度途中の加入の場合には翌月からの納付となりますので、加入手続きはお早めをお願いします。

② 口座振替

国民健康保険税は口座振替での納付も可能です。最初に納付書をお送りした時に口座振替依頼書を同封しています。口座振替を希望される方は、口座振替依頼書に必要事項を記入し金融機関にお申し込みください。

③ 年金からの天引き

平成20年度から年金からの天引き（特別徴収）の制度が法律に定められました。条件に該当する方は原則として年金からの天引きで納付します。

社会保険料控除の都合やその他の事情で年金からの天引きでは不都合がある方は、口座振替の納付方法に変更できる場合がありますので、ご相談ください。

国民健康保険税の減免について

失業、疾病等により所得が著しく減少した場合の減免制度

世帯主と加入者の前年中の合計所得金額が、400万円+10万円×給与所得者等の数(※)以下で、かつ当年中の所得金額等の合計が、前年に比べて2分の1以下に減少すると認められる場合。また、世帯の預貯金が所定の金額を下回る場合等の基準があります。公正を期すため、財産調査等を行った上で当該減免措置の該当・非該当が決定されます。

※減免の申請日より前に到来した納期の保険税は減免できません。該当する可能性のある方は、速やかにご相談ください。

非自発的失業者に対する軽減

会社の倒産・解雇等で失業した場合には保険税が軽減されることがあります。

「雇用保険受給資格者証」に記載された離職理由コードを基に該当の可否を判別します。

該当する場合は保険税の算定時に前年中の給与所得を100分の30とみなして計算します。

産前産後の国民健康保険税減額制度

出産する国民健康保険加入中の被保険者の国民健康保険税（所得割額と均等割額）が産前産後期間の4か月分（多胎妊娠の場合は6か月分）減額される制度です。

※源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」が所得額となります。

※複数箇所から給与支払いがある場合は確定申告書に記載する「所得金額」の合計が所得額となります。

例) 給与収入が300万円の場合の給与所得

$$3,000,000 \div 4 = 750,000$$
$$750,000 \times 2.8 - 80,000 = 2,020,000 \text{ (給与所得)}$$

※1月1日時点で65歳以上の方の場合、軽減を判定する際に年金分の雑所得の金額から15万円を差し引きます。

例) 年金収入が120万円の場合の雑所得

$$1 \text{月} 1 \text{日} \text{時} \text{点} \text{で} 65 \text{歳} \text{未} \text{満}$$
$$1,200,000 - 600,000 = 600,000 \text{ (雑所得)}$$

$$1 \text{月} 1 \text{日} \text{時} \text{点} \text{で} 65 \text{歳} \text{以} \text{上}$$
$$1,200,000 - 1,100,000 = 100,000 \text{ (雑所得)}$$

※ 給与収入と年金収入が両方ある場合

例) 給与収入が100万円、年金収入が120万円の場合の所得

$$1,000,000 - 550,000 = 450,000$$
$$-100,000 = 350,000 \text{ (給与所得)}$$

$$1 \text{月} 1 \text{日} \text{時} \text{点} \text{で} 65 \text{歳} \text{未} \text{満}$$
$$1,200,000 - 600,000 = 600,000 \text{ (雑所得)}$$
$$\text{(合計所得)} 350,000 + 600,000 = 950,000$$

$$1 \text{月} 1 \text{日} \text{時} \text{点} \text{で} 65 \text{歳} \text{以} \text{上}$$
$$1,200,000 - 1,100,000 = 100,000 \text{ (雑所得)}$$

